

障がい児福祉手当について

<目的>

精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする児童に対して支給される手当です。(障がい者手帳の有無は問いません。)

<支給要件等>

受給資格	年 齢	20歳未満
	障がい程度	別表(裏面)の障がいを、1つ以上有するもの
	支給要件	次のような場合には手当の支給を受けられません。 * 障がい児が施設等に入所しているとき * 障がい児が障がいを支給事由とする年金を受け取ることができるとき
支給制限	次のような場合には、その年の8月から翌年7月までの1年間、手当の支給が停止されます。 ①障がい児本人の前年所得が一定の額以上であるとき ②配偶者または障がい児を扶養する人(民法第877条第1項に定める扶養義務者のうち同居の最多収入者)の前年所得が一定の額以上であるとき (金額は裏面を参照)	
支給額	月額 16,100円(令和7年4月現在、物価スライドします。)	
支 払	請求(申請)日の翌月から支給対象月となります。 支払いは毎年2・5・8・11月に、それぞれ前月までの3か月分をまとめて支払います。	

<申請に必要なもの>

- ①障害児福祉手当認定請求書
- ②口座振替申請書(障がい児本人名義の口座に振り込みます。)
- ③承諾書
- ④障害児福祉手当所得状況届
- ⑤医師の診断書(所定の様式があります。)

○条件により必要なもの

*前年以降倉敷市に転入した者の場合

- ①本人・配偶者・扶養義務者の前年所得が確認できるもの
(源泉徴収票、確定申告書の写、前住所地の市町村の所得証明のいずれか)

<別表 障がい程度>

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの（屈折異常は矯正視力による）
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
9	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
10	身体に機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

<別表 所得制限限度額表>

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額（参考：収入額の目安）	所得額（参考：収入額の目安）
0人	3,604,000円（約5,180,000円）	6,287,000円（約8,319,000円）
1人	3,984,000円（約5,656,000円）	6,536,000円（約8,586,000円）
2人	4,364,000円（約6,132,000円）	6,749,000円（約8,799,000円）
3人	4,744,000円（約6,604,000円）	6,962,000円（約9,012,000円）
4人	5,124,000円（約7,027,000円）	7,175,000円（約9,225,000円）
5人	5,504,000円（約7,449,000円）	7,388,000円（約9,438,000円）

（注）

- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者についての限度額（所得額）は、上記の金額に次の金額を加算した額とする。
 - 本人の場合は、
 - ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき25万円
 - 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円
- 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額である。

<相談・申請窓口>

倉敷市障がい福祉課	倉敷市西中新田640番地	TEL 426-3305
水島福祉課	倉敷市水島北幸町1番1号	TEL 446-1114
児島福祉課	倉敷市児島小川町3681番地3	TEL 473-1119
玉島福祉課	倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号	TEL 522-8118
真備保健福祉課	倉敷市真備町箭田1141番地1	TEL 698-5113